

質 問	回 答
<p>1. 建設工事及び設計・コンサルティング業務に関する入札・契約手続の運用状況等について</p> <p>本学施設部における建設工事及び設計・コンサルティング業務に関する運用状況及び契約方法について説明を行った。</p> <p>2. 審議対象建設工事及び設計・コンサルティング業務の抽出結果および抽出案件の審議について</p> <p>1) 一般競争方式：政府調達に関する協定適用対象工事</p> <p>①大阪大学（吹田）医学部附属病院統合診療棟等新営その他工事</p> <ul style="list-style-type: none"> ・金額的に優位な競争参加者が、落札者となっていないが要因は何か。 ・低価格で落札した後に事業者が契約額のアップを要求するようなケースがあるが、そのような場合、どのような対応をしているか？ <p>2) 簡易公募型プロポーザル（拡大）方式：政府調達に関する協定適用対象工事以外</p> <p>①大阪大学（吹田）感染症総合教育研究拠点整備事業 基本計画策定・発注支援 CM（コンストラクション・マネジメント）業務委託</p> <ul style="list-style-type: none"> ・参加資格（案）中の経営状態が良好であることや、不正又は不誠実な行為がないことはどのように確認するのか。 ・次回から評価点の採点内容を要約して説明いただきたい。 	<p>(特に意見なし)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・本件は総合評価落札方式になっており、評価点の高い競争参加者が、価格点・評価点を併せた総合評価により、逆転現象を生むことになった。 ・例えば物価スライドについては、未施工部分と物価の上昇分の資料が事業者から提出され、その内容を施設部でしっかりと精査している。施設部内でも専任スタッフを 10 月から配置しており、大学が不利益を被らないように対応します。 ・経営状態や、不誠実行為についての確認は、個別調査ではなく、文部科学省の契約情報室の資格の登録をもって行っている。 ・承知しました。

質 問	回 答
<p>3) 一般競争方式：政府調達に関する協定適用対象 工事以外</p> <p>①大阪大学（吹田）患者用立体駐車場昇降機設備 新営その他工事</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 2 者目が競争参加資格なしとなっているが具体的にはどうということか。 <p>②大阪大学（豊中他）全学教育講義 B 棟等防水改 修その他工事</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 1 者のみ高い金額を入れており、その他は低い金額となっているがどのような要因が考えられるか。 <p>③大阪大学（吹田）情報科学 A 棟等空調設備改修 工事</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 入札者が辞退し不落随契となっているが、単価等の問題はなかったか。 ・ 上記の類似例はないか。 ・ 空調機の品薄の話聞くが納期、仕様に支障はでないか。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 提出された資料が、本件とは異なる工事への申請書であったためです。 <ul style="list-style-type: none"> ・ 基本的に防水工事・外壁工事は積算より低く決まることが多い。 今回等級が D 等級であり、等級が低い事業者の入札価格は低くなる傾向がある。また、過去の事例によれば、防水・外壁工事は、足場代が価格に占める率が高く、自社で調達できるかどうかで、入札価格に差が出ることがある。 <ul style="list-style-type: none"> ・ 項目によって本学積算より高い部分と低い部分があり、単純比較はできない。推測になるが、価格の上昇分を考慮する等、不確定要素を高めに見込んで入札されたと思われる。 ・ 例はあまりない。金額に差があったため、11 回見積もりを出すことになったと思われる。 ・ 納期等の市場調査をメーカーにしたうえで入札を実施している。能力については図面に記載しているので、必要な能力は確保される。

質 問	回 答
<p>4) 随意契約：政府調達に関する協定適用対象工事以外</p> <p>①大阪大学（吹田）医学部附属病院統合診療棟等新営その他設計意図伝達等業務</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 管理業務も含めての契約か。 ・ 設計業務と設計意図伝達業務と工事管理者が日建設計となっているが、業務の境目はどのようになっているか。 <p>3. 指名停止等の措置状況について</p> <p>令和3年度に措置した指名停止の案件は1件あった旨を報告。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 入札価格の積算についての過失というのは、具体的にはどういったことか。 <p>4. その他</p> <p>再苦情処理については申立てが無かった旨を報告。</p> <p>談合の疑義事実案件の無かった旨の報告。</p> <p>（次回の開催について）</p> <p>令和4年4月から翌年3月までの案件を審議対象とし、来年9月下旬～10月上旬頃に開催することについて了承いただいた。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 一般的に工事管理は施設部の人間が行うが、本件はあくまで、設計意図を伝達する契約である。 ・ 設計図通り工事が出来ているかを見るのが設計意図伝達業務であり、設計者と同じ業者しかできない。工事管理業務は、標準仕様書どおり工事が出来ているかを見る業務であり、工事管理業務は同じ業者でなくても、事務方でも可能である。 ・ 元請け業者が現場を考慮していない下請け業者の見積もりにより入札参加した。結果、落札後に下請け業者が現地を確認したところ、当初の見積額では実施できないことが判明し、他の業者にも協力を仰いだが、見つからず履行不能となった。 <p>（特に意見なし）</p>